



まちづくりだより

第68号

第一整備地区

ごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。昨年より、本格的な造成工事が始まり、まちの骨格が少しずつ形となって現れてきました。工事完了まで、通行止めや迂回をお願いさせていただくななど、皆さんにご負担をおかけする場面が続きますが、引き続き、現場の環境保全や工事の安全確保に努めてまいります。

また、全市一致団結して、早期使用収益開始を目指し、一步一步着実に事業を進めてまいります。

皆様におかれましては、変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



12・13、19街区の企業誘致に関する説明会の延期について

令和7年12月発行の第67号まちづくりだよりでお知らせした、12・13、19街区の企業誘致に関する説明会につきまして、衆議院の解散に伴う総選挙に関する報道を受けて、次のとおり開催を延期いたします。

ご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

回次	開催日	開始時間	会場	所在地
1	2月4日(水) 3月1日(日)	午後2時	相武台公民館 2階 大会議室	相模原市南区 新磯野4丁目1-3
2	2月8日(日) 3月5日(木)	午後7時		

- ◆開場は開始時間の30分前を予定しています。
- ◆説明内容は各回とも同じで、おおむね1時間を予定しています。

★対象者:12、19街区に仮換地指定されている地権者の方
(今後、同街区に仮換地指定が予定される方を含みます)

対象の地権者の皆様には、改めて、令和8年2月中旬頃に開催のご案内をお送りいたします。

※ 13街区はすべて保留地となる予定です。



第一整備地区の事業施行に関する条例を改正しました

令和7年相模原市議会定例会12月定例会議において、相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正が可決されました。

主な改正内容は以下の2点です。

①清算金の分割納付期間の延長について定めました。

清算金の分割納付期間は、右の表のとおり清算金の額に応じた5年以内の期間となります。この期間での納付が困難である場合には、10年以内の期間に延長できることとしました。

清算金の額	分割納付期間	分割回数
5～10万円未満	1年以内	2回
10～20万円未満	2年以内	3回
20～30万円未満	3年以内	4回
30～40万円未満	4年以内	5回
40万円以上	5年以内	6回

※ 清算金の分割納付期間の延長に伴い、令和7年度中に事業計画の軽微な変更を予定しています。

②一部の清算金の分割納付により生じる利子の助成について定めました。

従前地の土地評価の見直し(地中障害物等による修正を除きます。)により生じた清算金については、分割納付により生じる利子を市が助成することとしました。

※ ②の対象の地権者の皆さまには、1月下旬以降個別に説明させていただきます。

市内中学生が職場体験に来てくれました！



本市では、市内公立中学校の生徒を対象に、職場体験を実施しています。麻溝台・新磯野区画整理事務所では、令和7年10月21日、22日に上溝中学校の生徒4名、11月27日、28日に新町中学校の生徒2名、小山中学校の生徒4名、令和8年1月20日、21日に田名中学校の生徒2名を受け入れました。

【体験の様子】



【実習生の感想】

- ・建造物の高さなど気をつけることが多く、まちはよく考えて作られていると思いました。
- ・市役所の仕事は、やりがいのある仕事だと思いました。
- ・またいつかA&A地区を見に行きます。

発行 相模原市 都市建設局 麻溝台・新磯野区画整理事務所

〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階

TEL :042-769-9254 (事業計画・換地・補償に関すること)

TEL :042-707-7184 (現場管理に関すること)

FAX :042-754-8490